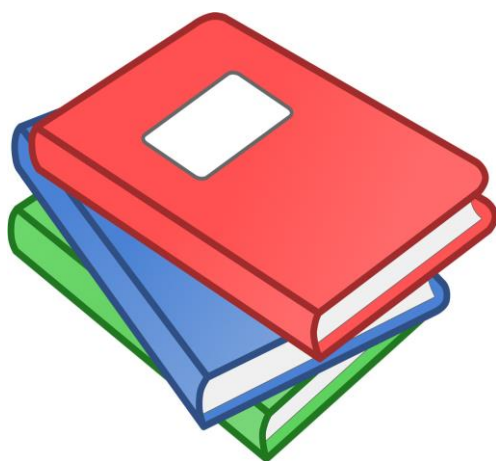


河南町子ども読書活動推進計画



平成30年4月
河南町教育委員会

目 次

1. 計画策定にあたって	2
第1章 基本的な方針	3
1. 子どもの読書活動推進のための基本方針		
2. 対象		
3. 計画実施期間		
第2章 子どもの読書環境の現状と課題	5
1. 乳幼児期における読書環境の現状と課題		
2. 小・中学生における読書環境の現状と課題		
3. 図書館での読書環境の現状と課題		
第3章 子どもの読書活動推進のための具体的方策	11
1. 子どもが本と出会うために（きっかけづくり）		
2. 子どもが本と親しむために（本を読むことの習慣化）		
3. 子どもが目的に応じて読む力をつけ、本から学ぶために（読む力、考える力の育成）		
4. 子どもの読書環境づくりを支える人と体制をつくるために（人材育成、体制づくり）		
第4章 子どもの読書活動推進計画の推進のために	16
1. 推進体制の整備		
2. 財政上の措置など		
（参考）子どもの読書活動の推進に関する法律	17

1. 計画策定にあたって

子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることに鑑みて、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければなりません。

国では、平成 13 年、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進め、子どもの健やかな成長に資することを目的とした「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成 13 年法律第 154 号。以下「推進法」という。）が施行され、子どもの読書活動の推進に関する基本理念や、4月 23 日を「子ども読書の日」とすることなどが定められるとともに、国や地方公共団体の責務等についても明記されました。

また、大阪府では、この推進法に基づき、「大阪府子ども読書活動推進計画」を平成 15 年 1 月に、「第 2 次大阪府子ども読書活動推進計画」を平成 23 年 3 月に、「第 3 次大阪府子ども読書活動推進計画」を平成 28 年 3 月に策定し、保護者への啓発や、市町村、学校等への支援、子どもの読書活動に関わる人材の研修等さまざまな取組みが進められています。

本町においても、国や府の推進計画をもとに全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう「河南町子ども読書活動推進計画」（以下「町読書計画」という。）を策定し、子どもの読書活動を総合的に推進していくこととします。

第1章 基本的な方針

1. 子どもの読書活動推進のための基本方針

子どもの自主的な読書活動の重要性を踏まえ、すべての子どもが乳幼児期から発達段階に応じて本と接し、本のおもしろさや楽しさに気づくことができるよう、第3次大阪府子ども読書活動推進計画の基本方針と同様に以下の3つを基本方針として定めます。

方針1 社会全体による効果的な取組みの推進

子どもの発達段階や生活の場所にあわせて、町、家庭、地域の読書活動ボランティア等が役割分担をしながら、相互に情報交換等を行い、連携・協力して子どもの読書活動の推進に取り組めます。

方針2 子どもが読書に親しむための機会の提供、読書環境の整備、人材の育成の推進

子どもの発達段階に応じ、楽しむ、学ぶ、調べるなど多様な目的に応じた幅広い読書活動の機会を提供し、子どもに読書の大切さや奥深さを伝えます。

また、子どもの周りに読みたいと思う本がある環境の整備に努めるとともに、子どもの読書活動を支える人材の確保・育成に努めます。

方針3 子どもの読書活動推進にかかる社会機運の醸成

地域や学校等において、子どもの読書活動の魅力と重要性について広く普及・啓発し、子どもの読書活動を推進する機運の醸成を図ります。

【基本方針】

全ての子どもが読書の楽しさと大切さを知り、自主的に読書活動を行うことができる環境整備に町全体で取り組めます。

2. 対象

町読書計画の対象は、おおむね18歳以下の子どもと、子どもを取り巻く住民や団体とします。

3. 計画実施期間

平成30年度から平成34年度までのおおむね5年間の取り組みとします。

第2章 子どもの読書環境の現状と課題

1. 乳幼児期における読書環境の現状と課題

(1) 健診時の取り組み

① ブックスタート事業

4か月健診実施時に、ブックスタート事業として、絵本2冊などをプレゼントしています。また、健診に参加できなかった家庭には、後日保健師が訪問した際に届けるようにし、すべての保護者に絵本を介して赤ちゃんとのふれあいの大切さを伝え、子育てを楽しんでもらえるよう支援しています。

② 健診での読書支援

図書館では、1歳6か月児健診、3歳6か月児健診時に、絵本の読み聞かせの実施や、おすすめ絵本リストを配布しています。また、健診の待ち時間やおやこ園来園時に親子で自由に絵本を楽しめるよう、おやこ園に絵本コーナーを設置しています。

<課題>

- ・ 乳幼児健診の受診率は高く、ブックスタート事業をはじめ、各健診での読書活動の取り組みは、大変効果的です。関係機関と連携し、より一層の充実が求められています。
- ・ 絵本コーナーは、健診の待ち時間に利用されていますが、コーナーの維持管理、絵本の充実が課題です。

(2) 保育園、こども園、おやこ園での取り組み

① 保育園、こども園での取り組み

保育園やこども園では、絵本コーナーなどを設置し、子どもたちが身近に本に接することができるよう環境を整えています。また、保育においても、絵本の読み聞かせなど

を行い、常に子どもたちのまわりに魅力ある絵本がある工夫をしています。さらに、毎月、こども園で購入する園児の絵本代の補助として1月200円を助成しています。

② おやこ園での取り組み

未就園児を持つ保護者を対象に、育児相談の他、遊びや交流などを通じて、様々な子育て支援事業を行うとともに、絵本コーナーの設置、読み聞かせの実施など絵本に親しむための取り組みに努めています。

<課題>

- ・絵本や保護者向けの図書の充実が求められています。
- ・子どもと保護者が、家庭でも絵本を楽しむことができる環境を整備することが重要です。

2. 小・中学生における読書環境の現状と課題

① 学校図書館の資料の整備

各校とも、学校図書館に必要な資料を整備し、児童・生徒の読書活動や調べ学習の推進に努めています。国語の教科書で紹介されている本や課題図書などの話題性のある本をそろえている学校もあります。

② 読書活動

「朝の読書」を行っている学校も多く、その取り組みは、たくさんの本との出会いの場、読書の喜びを味わう場となっています。また、地域のボランティアや保護者による読み聞かせを実施している学校や、自分の読書量がひと目でわかる読書カードを活用したり、たくさん読書をした人を表彰したりして、児童・生徒の読書意欲を高める工夫をしています。

③ 学校図書館の運営

学校図書館の運営は、主に司書教諭（12 学級以上の小・中学校において、司書教諭を

発令)が担当しています。司書教諭などの学校図書館担当者は、クラス担任やその他の校務を兼務しています。また、町では小中学校に司書を配置し、図書館資料を収集するとともに、読書会、資料展示会等を行っています。

(参考) 小中学校の図書蔵書状況

(冊)

校名	25年度末	26年度末	27年度末	28年度末	※標準冊数	達成状況
白木小	5,779	6,013	5,983	6,169	6,040	102.1%
河内小	5,796	4,722	4,142	4,396	9,160	48.0%
中村小	5,122	5,557	5,557	5,809	6,040	96.2%
近つ飛鳥小	6,971	7,239	7,635	7,899	9,560	82.6%
町立中学校	15,866	16,281	16,619	14,676	11,680	125.7%

※標準冊数とは学校図書館図書標準の定める冊数。

④ かなん読書感想文コンクールの開催

読書の感動を文章に表現することを通して、作品に親しみ、作者の伝えたい気持ちを読み取り、場面を想像する豊かな心を養うための読書感想文コンクールで、家庭において、夏季休業期間における読書は、児童生徒に定着しており、表彰をうけることで、さらに読書をしようという気持ちが高めています。

【読書感想文コンクール応募人数】

小学校

(人)

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
H29年度	145	122	150	137	119	136	809
H28年度	121	149	137	119	129	136	791
H27年度	149	133	114	133	142	142	813
H26年度	80	113	134	142	143	147	759
H25年度	112	130	141	140	149	148	820

中学校 (人)

	1年	2年	3年	計
H29年度	129	137	0	266
H28年度	4	143	2	149
H27年度	141	142	28	311
H26年度	141	149	0	290
H25年度	150	156	0	306

⑤ 家庭文庫に対し地域活動を支援

町内にある唯一の家庭文庫（一須賀）では、週2日開室され、読み聞かせや月1回ストーリーテリングが実施されています。

※ ストーリーテリングとは、「耳からの読書」として話を目に見えるものを使わず言葉だけで聞き手に伝えます。

<課題>

- ・利用者にあった図書が充実が課題です。
- ・各施設は、図書館や学校などと連携し、取り組みの中に子どもと本をつなぐ活動を進めていく必要があります。
- ・かなん読書感想文コンクールは平成8年度から継続しているコンクールをきっかけに、自ら進んで本を読む習慣付けを引き続き醸成することが必要です。

3. 図書館での読書環境の現状と課題


① 乳幼児期、学齢期への取り組み

乳幼児には、絵本の読み聞かせ、絵本相談などを行っています。また、学齢期の子どもには、各種行事の開催、ブックリストの作成、社会見学や職業体験学習の受け入れなどを

行っています。さらに、小学校への巡回学級文庫及び保育園移動文庫の利用促進のため、巡回学級文庫通信「おまめちゃん」を発行し、小学校児童の家庭に配布するとともに、小中学校向け夏休み読書推進用「おすすめ100+3」たよりを発行し、児童等に配布して子どもたちが興味を持つ本を提供できるようにしています。

おまめちゃん

おすすめ100+3



河南町立中央公民館図書室

「おまめちゃん」

じふんかぎせいのりんこうしん だい 119 号 2017 年 12 月
巡回学級文庫通信 第119号 2017年12月


もう12月!

もう12月! えーもう1年過ぎてしまうのかー。日々が過ぎるのはなんて早いでしょう! あと1か月なんて…。この1年、どんなことがありました? 来年はどんなことをしましょうか。図書室は来年、河南町立図書館として生まれ変わります。「おまめちゃん」も今回ではばらくお休みです。今月のテーマは「もう12月!」です。皆様よいお年を。


最初は、「もちもちおもち」です。みんな大好き、おもちゃだよ。あんこもちやら、きなこもち、からもちに、ずんだもち。もちもちもちと、せいぞろい! 声を出して嬉んでも楽しい、リズムカルなおもちの絵本。

次は「かさじぞう」です。むかしむかし、山おくの村に、なかのいいおじいさんとおばあさんが住んでいました。ふたりはとてもまじめで、朝日はお正月というのに、おもちゃを買うお金もありませんでした。おじいさんは、靴へかさを売りにいくことにしました。


最後は、「えんぎがいい」です。神社のきつね、かざりだなのまねきねこ、おさいふのかえる。めでたい、たい。うまくいく、うま。日本にはむかしから、よいことを噂ぶどうぶつちがいます。これはそんな「えんぎがいい」どうぶつを知る絵本です。



もちもちおもち
庄司 三留子 作
岩崎書店



かさじぞう
谷 真介 文
赤坂 三好 絵
快成出版社



えんぎがいい
雨宮 尚子 作
白泉社



河南町立中央公民館図書室だより

平成29年7月

夏休みにおすすめの本ベスト100+3

読書はこころのビタミンです。図書室には、長い夏休みにおすすめの、おもしろくて元気になる本がたくさんあります。どんな本読んで、体も心も大きくなりましょう!


課題図書の出期間は1週間です!


小学校低学年

〈課題図書〉	作者	出版社	請求記号
ばあばは、だいじょうぶ	橋 幸子/作	童心社	E1シ
なにがあってもずっといっしょ	くさの たき/作	金の星社	JFクサ
アララの唄はでっかいぞこわーいぞ	ジャック・ワイス/作	EJ出版	Eジヤ
すばこ	キム ファン/文	ほるぷ出版	Eイ

〈おすすめ〉

あしたのてんきはあれ? くもり? あめ?	野坂 勇作/さく	東京・福音館書店	Eノ
天の川のラメン屋	富安 陽子/作	東京・講談社	JF15
アレハンドロの大旅行	きたむら えり/さくえ	東京・福音館書店	JFキ
うめぼしさん	かんざわ としこ/文	東京・こぐま社	Eマ
おしりたんてい ふめつせうたん	トロール/さくえ	東京・ポプラ社	JF10
おぼあちゃんバスにのって	マット・テラベニャ/作	東京・絵本出版	E10
かぞくになって!	ヒラリー・ロビンソン/文	東京・絵本出版	E18
きゆうきゆうこ	やまだ まこと/ぶん	東京・福音館書店	Eキ
くしゃのジャックのだいごっそう	井上 よう子/作	東京・文研出版	JF11
ザリガニさいぼん	阿部 夏丸/作	東京・講談社	JF7A
しりとりのだいすきなおうさま	中村 朋子/作	東京・絵本出版	E18
しんでくれた	谷川 俊太郎/詩	東京・快成出版社	E10
竹とぼくおじいちゃん	星川 ひる子/著	東京・ポプラ社	J683 81
タケノコはん	大島 渚/文	東京・ポプラ社	E10
ちがうけれど、いっしょ	フレッド・マン・オラル/文・絵	東京・福音館書店	E18
とだちやもん。ぼくら	くすのき しげのり/作	東京・えほんの社	E70
なつのはな	椎名 誠/作	東京・講談社	JF14
一つの花	今西 祐行/文	東京・ポプラ社	E18
ひまわり	荒井 真紀/文・絵	東京・金の星社	E75
まほうの夏	藤原 一枝/作	東京・岩崎書店	E18
みずやりとびん	くすのき しげのり/作	東京・岩崎あかつき	E70





② 障がいのある子どもへの取り組み

障がいのある子どもや日本語を母語としない子ども等、支援の必要な子どもたちは、読書に親しむ機会が少なくなりがちであることから、人間形成や情操を養うために、子ども

のニーズや、興味・関心にあった多様な資料の収集、提供に努めています。

③ 図書館資料の整備

子どもが成長に応じた魅力的な資料に出会えるよう、キッズコーナーには、絵本、紙芝居、読み物、知識の本などを配架しています。また、定期的に特集本コーナーの本を入れ替え、季節感や話題性のある展示、貸出に努めています。

④ 郷土資料コーナーの整備

地域の伝統と文化や地域の発展に尽くした先人の働きなどについて、人々の生活との関連を踏まえて理解するとともに、調査活動、各種の具体的資料を通して、必要な情報を調べまとめる技能を身に付けるようにしています。

⑤ レファレンス（本の調査相談）、リクエスト、読書相談の実施

利用者の求める情報や資料を探して提供しています。図書館にない資料は、新たに購入、又は、他の図書館から借りるなどして提供しています。また、読書相談にも応じています。

⑥ 広報啓発活動

「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」などに、各種事業を実施するとともに、行事の情報について広報紙などを活用して発信しています。

<課題>

- ・ 各年齢に応じた幅広い資料の充実が求められています。
- ・ 図書館内での直接的なサービスだけではなく、町内の関係機関、ボランティアなどとの連携が必要です。
- ・ より迅速でわかりやすい広報・啓発活動に取り組む必要があります。

第3章 子どもの読書活動推進のための具体的方策

子どもが本と親しむようになるためには、まずは、本の楽しさや魅力と出会うことが大切です。本との良い出会いを繰り返すことによって読書習慣を育み、さらには自分の課題に応じて必要な情報を読み取り活用する力を身につけていくことが望まれます。そこで子ども読書活動を推進するための具体的な取組みを、以下の4つの項目に沿って推進します。

- ・子どもが本と出会うために（きっかけづくり）
- ・子どもが本と親しむために（本を読むことの習慣化）
- ・子どもが目的に応じて読む力をつけ、本から学ぶために（読む力、考える力の育成）
- ・子どもの読書環境づくりを支える人と体制をつくるために（人材育成、体制づくり）

なお、取組みを進めるにあたっては、第2章 子どもの読書環境の現状と課題で記載した課題を踏まえ、次の3つの視点を重視するものとします。

- ・家庭、学校、地域、街なかで、乳幼児や児童への読み聞かせの機会の拡大
- ・読書離れが進む中高生が、読みたいと思う魅力的な本と出会う機会の拡大
- ・図書館司書、司書教諭及び学校司書を含めた教職員、子どもに関係する施設職員、保護者、読書活動ボランティア等の子どもの読書活動に関わる人材の確保及びスキル向上並びに支援人材同士で、相談・協力・連携できるネットワークづくり

1. 子どもが本と出会うために

(きっかけづくり)

① ブックスタート事業の継続

関係機関と連携・協力を深め、ブックスタート事業を今後も継続して実施し、子育て支援と乳幼児の読書活動の推進に努めます。

② 健診での読書支援の継続

関係機関と連携し、各健診や教室で読み聞かせを行い、保護者に絵本の楽しさや家庭での読書の大切さを伝えるよう、広報啓発を行います。さらに、絵本コーナーの充実に努めます。

③ 保育園、こども園での取り組みの充実

職員は、読み聞かせや読書指導などの研鑽に努め、地域のボランティアや保護者などの協力を得て、園での絵本の読み聞かせなどの活動の充実を図ります。

また、絵本講座の開催や絵本だよりの発行など、絵本の楽しさを保護者にも知ってもらう取り組みを行います。

さらに、定期的な絵本の貸出などを通じて、家庭での読書の習慣づくりをすすめます。その他、引き続き毎月購入する園児の絵本代の補助を実施し絵本購入の保護者負担の軽減を図ります。

④ おやこ園での取り組みの充実

保護者に読書の大切さを伝えるために、各行事の中で絵本の読み聞かせなどの活動を充実します。さらに、絵本コーナーの充実に努めるとともに、絵本の貸し出しを行います。

2. 子どもが本と親しむために

(本を読むことの習慣化)

① 資料の充実、環境整備

学校図書館の蔵書を補完し、子どもが興味を持つ本をタイムリーに提供できるよう、町立図書館や府立図書館を經由した学校図書館との連携の強化に向けた検討を行います。また、書架の配置や展示の工夫など、利用しやすく、居心地の良い環境づくりに努めます。

② 読書の習慣づくり

「朝の読書」や地域ボランティアや保護者などによる読み聞かせの継続、また、教職員が協力して、子どもの学習活動や日々の読書指導の充実を図ります。さらに町内小中学校において「朝ごはん・朝のあいさつ・朝の読書」を推進する「3つの朝運動」に取り組みます。

また、学校や図書館において読書手帳など読んだ本を記録したり目標として読書量を設定する取り組みを実施します。

さらに、図書館で本を多く読んだ児童の表彰を行い、児童の読書意欲を高めるように努めます。

③ 学校図書館の活性化

教職員、保護者や地域ボランティアなどが、学校図書館を協力して運営できるようにするため、読書指導や学校図書運営の先進的な取り組み事例などについて、教職員等に対し情報提供を行います。

④ かなん読書感想文コンクールなどの継続

かなん読書感想文コンクールは継続して実施するとともに、子ども読書の日や読書週間、夏休みなどの機会を生かし、啓発活動をするとともに、保護者に対しても、読書の魅力や学校図書館の取り組みなどを発信するように努めます。

⑤ 図書館における地域や施設での活動支援

各地域や各施設でイベントの際に、子どもと本をつなぐ活動を取り入れるとともに、各小学校への図書司書の派遣や図書の出張貸出などの連携事業を行います。

3. 子どもが目的に応じて読む力をつけ、本から学ぶために

(読む力、考える力の育成)

① 読書活動に対する子どもなどへの支援

おはなし会や紙芝居会など、子どもと保護者がいっしょに楽しめる行事の拡充に努め、子育てを支援します。また、読書に関心のない子どもにも、本に興味を持ってもらえるよう、行事などの充実を図ります。

② 読書活動に障がいのある子どもへの支援

子どものニーズや興味・関心に合った読書活動を支援するため、点字資料などの収集、提供、及び広報に努めます。

また、学校や関係機関などと連携して、支援が必要な子どもへ求められる資料が子どもに届く方策を検討します。

③ 図書館資料の充実、展示の工夫

図書館には、子どもの「知りたい」、「読みたい」という様々な興味、関心にこたえるため、各年齢に応じた資料の充実を図るとともに、利用しやすい棚の配置や展示な

どの工夫をします。

また、就学前の子どもや中高生など、対象年代に応じた閲覧コーナーの設置や、本の魅力について、リーフレットや冊子などを用いて、子どもの発達段階に応じて手段を工夫しながら、常に新しい情報を提供していきます。

④ 子どもが目的に応じて本を選ぶための支援

児童・生徒が目的や課題に応じて本選びができるよう、担任や学校司書、司書教諭等の教職員によるサポートを実施するとともに、図書館司書や学校司書、司書教諭のレファレンス能力の向上を図ります。

⑤ 連携、広報啓発

関係機関と連携し、図書館内だけでなく地域に出向く事業を拡充し、新たな利用の促進を図るとともに、広報啓発に努めます。

4. 子どもの読書環境づくりを支える人と体制をつくるために

(人材育成、体制づくり)

① 子どもの読書活動の魅力と重要性に関する普及・啓発

「子ども読書の日」や「子どもの読書週間」にあわせ、図書館で子ども向けのイベントを計画するとともに、広く住民に、子どもが小さい頃から読書に親しむことの重要性について啓発を行います。

② 子ども読書活動を支援する人材の確保とスキル向上

図書館司書、学校図書館司書、司書教諭を対象とした研修を実施し、スキル向上に努めます。

第4章 子どもの読書活動推進計画の推進のために

1. 推進体制の整備

この計画を推進するにあたり、関係機関、団体などで共通の理解、認識を持ち、その役割と責任を分かち合って、協働することが重要です。また、定期的に計画の進捗状況の把握・点検、情報交換をするとともに、必要に応じて各事業の再検討や調整を行います。

2. 財政上の措置など

本計画に掲げられた取り組みを実施するため、財政上の措置を講ずるよう努めます。

また、国や大阪府に対しては、学校図書館の充実及び本計画推進に必要な財政上の措置を講ずるよう働きかけていきます。

(参考) 子どもの読書活動の推進に関する法律 (平成 13 年 12 月 12 日法律第 154 号)

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども(おおむね 18 歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第 10 条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月 23 日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第 11 条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。